

# 兵庫県公報

令和元年12月13日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則（環境整備課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則（規則第27号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、一般廃棄物処理施設の設置等の許可に係る基準において当該許可の申請者に係る欠格要件のうち成年被後見人等に係るものが見直されること等に伴い、一般廃棄物処理施設の設置者等が欠格要件に該当するに至ったときの届出書の様式を定める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第27号

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成4年兵庫県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第6条の3の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出）

第6条の3の2 省令第5条の5の3及び第5条の5の3の2第2項の届出書の様式は、様式第2号の9の2のとおりとする。

第25条に次の1項を加える。

3 省令第10条の10の3及び第10条の10の3の2第1項の届出書の様式は、様式第6号の2のとおりとする。  
第30条に次の1項を加える。

3 省令第10条の24及び第10条の24の2第1項の届出書の様式は、様式第6号の2のとおりとする。

第32条中「第7条第5項第4号ト」を「第7条第5項第4号チ」に改め、同条第1号中「法第14条の2第1項、法第14条の4第1項」を「第14条の2第1項、第14条の4第1項」に、「法第14条の5第1項」を「第14条の5第1項」に改める。

第39条を次のように改める。

（産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出）

第39条 省令第12条の11の3及び第12条の11の3の2第1項の届出書の様式は、様式第8号の2のとおりとする。

第47条の表一般廃棄物の最終処分場の廃止確認申請書の項の次に次のように加える。

一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書	1通	施設の所在地を管轄する県民局長
-----------------------	----	-----------------

第47条の表産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書の項の次に次のように加える。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）	2通（産業廃棄物収集運搬業又は	施設の所在地を管轄する県民局長
------------------	-----------------	-----------------

物) 処理業者欠格要件該当届出書	特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るものにあつては、1通)	長(施設を伴わない場合にあつては、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業を行う区域を管轄する県民局長)
------------------	------------------------------	--

第47条の表産業廃棄物処理施設設置許可申請書の項中「焼却施設又は最終処分場」を「産業廃棄物処分業者設置施設等(産業廃棄物処分業者設置施設(産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者が設置する施設をいう。以下この表において同じ。))及び政令第7条の2に規定する施設をいう。以下この表において同じ。))以外の施設」に、「3通」を「1通」に改め、同表産業廃棄物処理施設使用前検査申請書の項から産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等届出書の項までの規定中「2通」の右に「(産業廃棄物処分業者設置施設以外の施設に係るものにあつては、1通)」を加え、同表産業廃棄物処理施設変更許可申請書の項中「焼却施設又は最終処分場」を「産業廃棄物処分業者設置施設等以外の施設」に、「3通」を「1通」に改め、同表産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の項から産業廃棄物の最終処分場の廃止確認申請書の項までの規定中「2通」の右に「(産業廃棄物処分業者設置施設以外の施設に係るものにあつては、1通)」を加え、同項の次に次のように加える。

産業廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書	2通(産業廃棄物処分業者設置施設以外の施設に係るものにあつては、1通)	施設の所在地を管轄する県民局長
-----------------------	-------------------------------------	-----------------

第47条の表産業廃棄物熱回収施設設置者認定申請書の項から産業廃棄物処理施設設置者相続届出書の項までの規定中「2通」の右に「(産業廃棄物処分業者設置施設以外の施設に係るものにあつては、1通)」を加える。  
様式第1号(第3面)の部中

「

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合)	氏 名	住 所

」

を  
「

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)	(法定代理人が個人である場合)	
	氏 名	住 所
	(法定代理人が法人である場合)	
	名 称	住 所
	法定代理人である法人の役員	
	氏 名	住 所

に改める。

様式第2号の4備考中「第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされる同令」を削る。  
 様式第2号の5（第2面）の部中

法定代理人（申請者が法 第7条第5項第4号チに 規定する未成年者である 場合）	氏 名	住 所

を

法定代理人（申請者が法 第7条第5項第4号リ に規定する未成年者で ある場合）	(法定代理人が個人である場合)	
	氏 名	住 所
	(法定代理人が法人である場合)	
	名 称	住 所
	法定代理人である法人の役員	
	氏 名	住 所

に改める。

様式第2号の9の次に次の1様式を加える。  
 様式第2号の9の2（第6条の3の2関係）

一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....）..... 番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項又は第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当する欠格要件	
欠格要件に該当するに至った 具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

A4

様式第2号の15の2（第3面）の部中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。  
様式第2号の16（第2面）の部中

「

法定代理人（申請者が法 第7条第5項第4号チ に規定する未成年者で ある場合）	氏 名	住 所

」

を

「

法定代理人（申請者が法 第7条第5項第4号リ に規定する未成年者で ある場合）	(法定代理人が個人である場合)	
	氏 名	住 所
	(法定代理人が法人である場合)	
	名 称	住 所
	法定代理人である法人の役員	
	氏 名	住 所

」

に改める。

様式第2号の18（裏面）の部中

「

法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合）	氏 名	住 所

」

を

「

法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合）	(法定代理人が個人である場合)	
	氏 名	住 所
	(法定代理人が法人である場合)	
	名 称	住 所
	法定代理人である法人の役員	
	氏 名	住 所

」

に改め、同様式備考1中「すべて」を「全て」に改める。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2（第25条、第30条関係）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業者欠格要件該当届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

-----

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

-----

電話（ ） — 番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第4項又は第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当する欠格要件	
欠格要件に該当するに至った 具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

A 4

様式第8号の次に次の1様式を加える。  
様式第8号の2（第39条関係）

産業廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） — 番

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項又は第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当する欠格要件	
欠格要件に該当するに至った 具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

A 4

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第1号、様式第2号の4、様式第2号の5、様式第2号の15の2、様式第2号の16及び様式第2号の18については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する規則様式第1号、様式第2号の4、様式第2号の5、様式第2号の15の2、様式第2号の16及び様式第2号の18（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。